

# 補助金等検証シート

No. 16

所属	高齢福祉課	会計	1 款	3 項	1 目	1 事業	13	社会福祉団体助成費
第5次総合計画施策体系	章	4	節	(1)	部門	①	部門名	地域福祉活動

## 1. 補助金の基本データ

(1) 補助金名称	社会福祉協議会補助金							
(2) 根拠(条例・規則・要綱名)	生駒市社会福祉協議会運営補助金交付要綱							
(3) 補助金創設年度	昭和59年度	年度	交付区分	団体(固定)				
(4) 補助金の導入経緯及び目的	<p>本市における社会福祉事業の能率的運営と組織的活動を展開し、地域福祉の増進を図ることを目的とする、社会福祉法人生駒市社会福祉協議会に対し、在宅福祉活動、ボランティア活動等地域福祉の増進並びに当協議会の組織体制及び運営基盤の強化を図るため、補助金の交付を行っている。</p> <p>当該補助金(又はその施策・事業)の根拠法・関係省庁(該当する場合のみ)</p>							
(5) 平成25年度予算額	30,000 千円	財源	国・県補助金	千円	その他特定財源( )	千円	一般財源	30,000 千円
(6) 平成25年度予算積算方法	[補助率、補助単価、対象者数(件数)等が明確に分かるように記入して下さい]							
補助金交付要綱の規定により、補助金の額は予算の範囲内において、市長が適当と定める額								
(7) 国・県からの補助金の概要	補助率、補助基準等	[市単による上乗せがある場合は、その内容]						
		[国、県等の補助金が創設された経緯・目的]						

(8)から(12)は団体への補助の場合のみ記入してください。

(8) 交付先(団体等名)	社会福祉法人 生駒市社会福祉協議会	(9) 団体等の構成人数	62 人
(10) 交付先の構成団体の名称(別紙添付でも可)			
(11) 当該補助金の交付の他に交付先に対し行っている助成状況(該当項目全てに○)			
項 目		積算根拠又は内容	金額
市が事務局業務を行っている		人 × 6,600 千円 =	0 千円
場所や備品、消耗品等は無償貸与している	○	生駒セイセイビルの一部を使用貸借している 2,000円/㎡×270㎡×12ヶ月	6,480 千円
有料施設等の減免を行っている			千円
有料施設等の使用料の補助を行っている			千円
その他			千円
(12) ((11)で該当項目がある場合) そのような支援を行っている理由			

(13) 補助金総合計 (5) + (11)	36,480 千円	(14) 補助金総合計に占める人件費の割合	0.0 %
------------------------	-----------	-----------------------	-------

2. 補助金制度に関する指針等への適合状況

(1) 補助金の算定根拠		適合しない理由と今後の対応
① 特定の具体的な事業に対する補助である。		団体の運営に対する補助金であるが、補助金交付要綱に基づき、補助金対象経費の項目を定めている。
補助対象事業・補助対象経費		社会福祉協議会の法人運営に係る事業に要する人件費及び事務関係費
② 補助率については補助対象経費の1/2以内、補助単価を定めるものについては、単価の設定根拠は明確である。		事務局としての法人運営にかかる人件費や事務費の必要経費の積算をもととした補助金であるため。
補助率又は単価設定根拠		
③ 補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付は行っていない。	<input type="radio"/>	
再交付先の名称、件数等		
再交付の金額・内容		
(2) 補助期間		
① 補助金の終期(原則として3年)を設定している。		地域福祉の中核でもあり、社会福祉の推進という観点から、社会福祉協議会が果たす役割は大きく、補助金の終期は特に設定していないが、当団体が存する限りは、今後も継続して補助を行う予定である。
(終期を設定している場合) 終了年月日		
(3) 実績報告等		
① 補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告書が提出されている。	<input type="radio"/>	
② 領収書及び契約書の写し等を添付させている。	<input type="radio"/>	
③ 1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認している。	<input type="radio"/>	
(4) 交付先団体等の財務状況及び会計処理 ※ 団体への運営補助の場合のみご記入下さい		
① 交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。	<input type="radio"/>	寄付金収入、受託金収入、共同募金配分金収入、事業収入等があり、自主財源の確保に努めている。
② 交付先団体等において適正な監査機能を有している。	<input type="radio"/>	
③ 補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。	<input type="radio"/>	

### 3. 補助金交付基準による検証

(1) 公益性		
① 広く市民の福祉向上と利益の増進につながるか。	A	つながっている
〔上記のように評価した理由〕 本協議会への補助により、法人運営の基盤強化が図られ、市民福祉の増進にかかる事業展開がなされているものと考えられる。		
② 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。	A	適合している
〔上記のように評価した理由〕 少子高齢化の進展や低迷する経済状況等により、社会福祉事業の必要性が高まっていることから、社会情勢や市民ニーズに適合していると考えられる。		
③ 市の基本的な政策方針に合致しているか。	A	合致している
〔上記のように評価した理由〕 福祉の基本方針であるハートフルプランにおいても、社会福祉協議会との連携強化が掲げられており、市の基本的な政策方針に合致していると考えられる。		
(2) 必要性		
① 市が関与する妥当性はあるか。	B	一定程度ある
〔上記のように評価した理由〕 社会福祉協議会は、市の福祉施策を補完する側面があるとともに、ハートフルプランにおいても、社会福祉協議会との連携強化が掲げられており、市の基本的な政策方針に合致していると考えられる。		
② 補助金等の交付以外の代替策はないか。 (直接執行、委託等への切替など)	B	ない
〔上記のように評価した理由〕 当団体は、社会福祉法人として営利を目的とする団体ではなく、その財源は基本的には寄付金及び補助金で賄うこととされているため、補助金を打ち切ることとはできない。		
③ 創設当初の補助金の目的がすでに達成されていないか。	B	ある程度達成されている
〔上記のように評価した理由〕 多方面の事業展開により自主財源の確保に努められていることから、当初の目的は達成されつつあるが、現在の社会情勢から市民ニーズはさらに高まることで、引き続き助成の必要があると考えられる。		
(3) 補助の効果(成果)		
① 補助金等の交付の効果(成果)が認められるか。	A	認められる
② 補助金額に見合う効果(成果)が期待できるか。	A	期待できる
〔上記のように評価した理由(効果の測定方法等を含めて記入して下さい。)] 市の福祉施策を補う社会福祉法人という面があることから、交付の効果が認められ、かつ効果が期待できると考える。		
(4) 補助内容の妥当性(2. 補助金制度に関する指針等への適合状況を踏まえてご記入下さい)		
① 補助の対象事業・経費及び補助金額の算定根拠は明確か。	A	明確である
② 補助金の使途は目的に沿ったものか。 (交際費、慶弔費、懇親会費等で交付目的に直結しないものに支出されていないか。)	A	目的どおりである
(5) 補助金交付を中止した場合、問題は？		
有	判断理由	当団体は、社会福祉法人として営利を目的とする団体ではなく、その財源は基本的には寄付金及び補助金で賄うこととされており、補助金を打ち切ることとはできない。また、補助金が、法人運営の根幹となる人件費に必要な経費であることから、補助金の中止により福祉サービスの低下が懸念される。

(6)平成22年度以降(H22年度に見直し対象外となったものは平成18年度以降)、内容等で見直しを行ったことがあるか。

見直し時期	平成24年度に補助金交付要綱を改正	
見直しの契機	行政内部の検討結果による	
見直し内容	〔総額・件数・積算・補助率・その他 見直しを行った内容を具体的に明記してください。〕	
	第2条「補助金対象経費」の規定を整理し、運営の根幹となる人件費及び事務的経費のみを補助金の対象とするよう、補助金対象経費の明確化を図った。	
(無と回答した場合のみ) 見直しを実施していない理由		

(7)H22年度の「補助金等の見直しに関する提言」の提言内容と異なる対応を行った理由は？(H22提言と異なる対応をした補助金のみ記入)

--	--	--

(8)今後の方向性は？

①	継続	判断理由	補助金は、法人運営の根幹となる部分に対しての人件費や事務費に限定されたものであり、今後も社会福祉協議会が市の福祉施策を補完し、地域福祉の中核としての役割を果たしていくためにも補助金の継続は必要と考える。
		②、③と判断した場合の見直し又は廃止の時期、その内容	

#### 4. 附属データ

(1)交付実績

	平成24年度 (見込)	平成23年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度
補助金決算額	千円	30,000 千円	30,000 千円	30,000 千円	40,000 千円
うち国県補助金	千円	千円	千円	千円	千円
うちその他財源	千円	千円	千円	千円	千円
うち一般財源	千円	30,000 千円	30,000 千円	30,000 千円	40,000 千円
交付件数実績	1	1	1	1	1
当該年度交付対象数	1	1	1	1	1
補助金交付・管理事務の人件費	0 千円				
職員従事者数(人・年)					

(2)・(3)は団体への運営補助の場合のみ記入してください。

(2)補助金交付先の収支状況

	平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度
歳出決算総額	231,193 千円	231,655 千円	226,624 千円	215,537 千円	590,667 千円
歳入決算総額	235,518 千円	236,930 千円	225,840 千円	216,564 千円	570,351 千円
うち前年度繰越金	5,688 千円	4,827 千円	7,876 千円	0 千円	0 千円
積立金(H24年度末現在高)	37,022 千円				

(3)補助金交付先に対する市の出資状況

無 有の場合出資額 千円

(4)他市の状況(H24年度決算ベース)

市名	金額	備考
奈良市	206,100 千円	
大和郡山市	20,397 千円	市から無償貸与された駐車場収入2億円余りを社協収入としている。
天理市	45,453 千円	
橿原市	50,896 千円	
香芝市	70,792 千円	

## 生駒市社会福祉協議会運営補助金交付要綱

### (目的等)

第1条 この要綱は、社会福祉法人生駒市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）に対し、生駒市社会福祉協議会運営補助金（以下「補助金」という。）を交付し、もって地域福祉の推進に資することを目的とする。

2 補助金の交付に関し必要な事項は、生駒市補助金等交付規則（平成20年10月生駒市規則第19号。以下「補助金交付規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助金対象経費)

第2条 補助金の対象となる経費は、協議会の法人運営に係る事業に要する人件費及び事務関係費とする。

### (補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内において、市長が適当と認める額とする。

### (交付申請)

第4条 協議会は、補助金の交付を受けようとするときは、生駒市社会福祉協議会運営補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

### (交付決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、提出書類を審査し、補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、生駒市社会福祉協議会運営補助金交付決定通知書（様式第2号）により、協議会に通知するものとする。

### (交付請求)

第6条 協議会は、補助金の交付決定の通知を受けたときは、速やかに生駒市社会福祉

協議会運営補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

（補助金の交付）

第7条 市長は、前条の請求があったときは、速やかに協議会に補助金を交付するものとする。

（実績報告）

第8条 協議会は、補助金を受け、事業が完了した後、生駒市社会福祉協議会運営事業実績報告書（様式第4号）に事業報告書及び収支決算書その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 補助金交付規則第13条の規定による額の確定の通知は、生駒市社会福祉協議会運営補助金確定通知書（様式第5号）により、協議会に通知するものとする。

（補助金の返還等）

第10条 市長は、協議会が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができるものとする。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（経過的措置）

第11条 この補助金は、恒常的なものではなく、協議会会員賛同金、寄付金、共同募金分担金及び収益事業等で採算運営のできるまでの経過的措置による助成補助金とする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。